### 総務省政務三役会議

平成 22 年 6 月 1 日 17:15 ~ 17:40 進行:渡辺副大臣

### 1 大臣挨拶

### **2 協議事項**

### 3 報告事項その他

- 〇 電波政策関係研究会等の開催状況について (内藤副大臣)資料3
- 〇 有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム報告書(案)について (内藤副大臣)資料 4
- 〇 「DPI技術を活用した行動ターゲティング広告」(DPI広告)について (内藤副大臣)資料5
- O ブロッキングに関する総務省における検討について (内藤副大臣)資料 6
- 〇 「電気通信役務利用放送法における登録手続の簡素化・迅速化」について (長谷川大臣政務官)資料7
- 地方行財政検討会議・本会議(第4回)の結果について(小川大臣政務官)資料8
- 消防職員の団結権のあり方に関する検討会(第4回)(第5回)の結果について (小川大臣政務官)資料9
- セーフティ・ネットワーク実現チーム 第1回会合・第2回会合の結果について (小川大臣政務官)資料10
- 〇 第8回整備新幹線問題調整会議の結果について (小川大臣政務官)資料11

### 電波政策関係研究会等の開催状況について

#### 1. 電波利用料専門調査会

(1) 開催状況

●第2回: 5月12日(水) 13:00~14:30

移動系通信事業者からのヒアリング

(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ウィルコム、UQコミュニケーションズ、イー・モバイルの6社)

●第3回: 5月17日(月) 10:00~11:30

放送事業者、衛星系・固定系通信事業者からのヒアリング

(NHK、民放連、スカパーJSAT、NTT東日本、NTT西日本の5社)

オークションについて(諸外国の状況、総務省でのこれまでの検討経緯)

(2) 今後の予定

●次回会合(第4回): 6月9日(水) 13:00~ を予定

・電波利用の新規参入希望者等からのヒアリング

●とりまとめ(予定): 7月に基本方針案の検討を行い、8月を目途に(政務三役による)方針の決定

#### 2. ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ

(1) 開催状況

●第1回:5月14日(金) 13:00~14:30

内藤副大臣からのWG発足の趣旨説明、徳田主査からの挨拶及び事務局からの電波利用の現状と動向の説明の後、メンバーによるフリーディスカッションを実施。今後の検討に資する観点から、広く国民から意見を求めるため、意見募集を実施することとした。

(2) 今後の予定

●意見募集: 5月14日(金) ~ 6月14日(月)

●次回会合(第2回): 6月8日(火) 10:00~ を予定

関係者からのヒアリング

●とりまとめ(予定): 7月末

### 有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム 報告書(案)概要

### 有線音楽放送業界の正常化に係る行政の取組の検証

### (1)検証の具体的方法

(1)ヒアリング調査

過去の担当者36名に対し、質問票及び現存する関係資料を送付後、面談、電話・FAX及びメールにより実施。 さらに、うち6名の担当者に対し、検討チーム委員より直接ヒアリング(遠隔地勤務者は電話による)を実施。

②資料調査

過去の正常化協議会の議事メモ、議員とのやりとりメモ、国会会議録等の資料に基づき調査。

### (2)調査結果

- ① なぜ平成12年までに(株)大阪有線放送社のみが正常化されており、キャンシステム(株)等の他の有線音楽放送事業者 については正常化されていないのか。
  - 〇 (株)大阪有線放送社の違法の程度、悪質さ、告発に至る経緯などを考慮すれば、行政及び電柱所有者が<u>まずは(株)大</u> 阪有線放送社の正常化を進めたこと自体には合理性がある。
  - しかしながら、(社)全国有線音楽放送協会及びキャンシステム(株)ほか協会員各社の指導については、総務省として も対応が甘かったと言わざるを得ない。
- ② キャンシステム(株)等の正常化が進まなかったのはなぜか。
  - 人事異動時の引き継ぎの不十分さや、正常化期限延長等について、キャンシステムの正常化計画の報告を受領する のみで検証が十分行われなかった等、行政として対応が甘かった。
  - なお、(株)大阪有線放送社正常化後は、国会議員のほとんどが有線音楽放送業界に無関心になった中、キャンシステ ム(株)の取締役でもある国会議員が、(株)大阪有線放送社の正常化について疑義を持っており、その正常化の検証を 求める等の働きかけをし、キャンシステム(株)をはじめとする(社)全国有線音楽放送協会に所属する有線音楽放送事業 者が正常化できていないことについて擁護する発言をしたことは認められるが、結果的にこれが具体的行政に影響が及 んだといえる証拠はなかった。

### 有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム 報告書(案)概要



### 今後の有線音楽放送業界の正常化に向けた提案

- (株)大阪有線放送社の正常化を進めた時と同様、電柱所有者や道路管理者等の関係差により構成される正常化協議 会において、キャンシステム(株)の報告内容及び正常化期限の検証を十分に行い、進捗管理を行うことが重要。 特に、正常化期限の設定に当たっては、客観的かつ合理的な根拠を求めるとともに、速やかに有線ラジオ放送法に定め る業務開始届出が可能な地域から優先的に行う等、法的な正常化が順次、早期に達成されることが望ましい。
- また、有線音楽放送の正常化の進捗状況については、総務省において正常化協議会以外の外部の有識者の意見を定 期的に聴取する等により、社会一般の批判に耐えうるような形で正常化を進めることが必要である。
- また、キャンシステム(株)について、特に合理的な理由なく、正常化が遅延する場合においては、有線ラジオ放送法に基 づき、業務停止命令も含めた厳正な対応を取ることが必要である。

さらに、他の有線音楽放送事業者についても、有線ラジオ放送法違反の事実が確認され次第、順次、法に基づき厳正に 対応していくという姿勢が求められる。

### ※ 検討チームにおける議論の経緯

原口総務大臣の指示により、今後の有線ラジオ放送業界の早急な正常化に資するため、有線ラジオ放送業界の正常化に 関する経緯やコンプライアンス等について調査し、検証を行うことを目的として設置。

### ◆ メンバー

内藤副大臣、長谷川大臣政務官、大谷和子(株)日本総合研究所法務部長、岡村久道弁護士、木曽裕弁護士 計5名

#### ◆ 開催状況·議題

3月9日 第一回会合

有線ラジオ放送の正常化に関する主な経緯

担当者ヒアリング

3月31日 第二回会合

キャンシステム(株)に対する報告徴求の結果

有線音楽放送正常化中央連絡協議会の開催

・担当者ヒアリングの結果

5月12日 第三回会合

·とりまとめ(案)について

## ●法的な整理

- ▶ DPI広告は、ISPが自らのネットワーク上のパケットから、検索ワードやウェブページのリクエスト 情報を抽出・解析して、利用者の興味・嗜好を分析し、これにマッチした広告を利用者に配信 するもの。
- ▶ DPI広告の実施は、「通信の秘密」を侵害する。
- ➤ DPI広告の実施は、正当行為や緊急避難等の 違法性阻却事由は認められない。
- ▶ よって、DPI広告の実施は、利用者の「明確かつ 個別の同意」(オプトイン)がなければ許されない。

# ↑ カエブページ ・ カエブページ ・ カエブページ ・ 成告記言 解析結果 解析

## ●事業者に求められる事項

- ▶ 利用者の「明確かつ個別の同意」(オプトイン)を得ることが必要。
- ▶ 同意を得るにあたって、利用者に対し判断材料を提供するという意味で、サービスの仕組みや運用について透明性を確保するため、「運用基準等」を策定し、これを適用して運用することが必要。
  - ※少なくとも、ア. 取得の事実、イ. 情報を取得する事業者の氏名又は名称、ウ. 取得される情報の項目、エ. 取得方法、オ. 第三者提供の事実、カ. 提供を受ける者の範囲、キ. 提供される情報の項目、ク. 利用目的、ケ. 保存期間、コ. 利用者関与の手段について利用者が容易に認識かつ理解できる形で利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置いて、利用者から同意を取得する事が必要。
- ▶ 同意を得た場合であっても、利用者がいつでもDPI広告をやめられるよう、利用者に対して、容易に利用可能なオプトアウトの機会を提供することが必要。
- → 総務省においては、<u>事業者の運用基準及び実際の運用が提言に沿ったものとなって</u> いるか、注視していくことが重要。

### ブロッキングに関する総務省における検討について

### 原口大臣のご発言 (5月2日)

- 児童ポルノは、被害児童の心身に重大な影響をもたらす権利侵害です。早急に有効な対策を講じることが重要です。そのため、対策の一つとして、重要な「ブロッキング」について、本年度中に、実施可能となるような環境を整備します。そのため、総務省では、5月18日に開催予定の研究会会合において、通信事業者等から意見を聴取し、法的整理や技術的課題等についてオープンな場で議論し、結論を得る予定です。このことを通じて、総務省としての方向性を取りまとめ、6月に開催予定の犯罪対策閣僚会議に臨みたいというふうに考えています。
- 特に<u>総務省としたら、表現、あるいは、様々な通信の自由といったこと、通信の秘密といったこと、表現の自由、通信の秘密に配慮</u>しつつ何が必要かってやって来たわけです。だけどこれ、いつまでも延々と議論していく訳にいかない課題なので、私たちの考え方をヒアリングを通してまとめますよ、ということを申し上げた訳でございます。



#### 5月18日の総務省研究会(※)において、ヒアリング等を実施

- (※)「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(座長:堀部政男ー橋大学名誉教授)。 上記会合では、民間における法的問題の検討を主導した弁護士、ブロッキングの実施主体となる事業者 (業界団体、主要接続事業者、主要検索事業者)からヒアリングを実施。
  - ▽ プロッキングの実施方針や法的課題等に関する座長総括を受け、 内藤副大臣が全体の方向性をとりまとめ

### とりまとめ概要

- ブロッキングは児童の権利保護にとって有効な方策である一方、<u>表現の自由や通信の秘密に留意しつつ、</u> 民間の自主性に基づいた取組として行われることが重要。事業者の実施意向を踏まえ、<u>遅くとも本年度</u> 中にブロッキングを実施可能となるよう、総務省として必要な環境整備を実施。
- ブロッキングは通信の秘密を形式的に侵害するものであり、<u>違法性が阻却される条件の明確化</u>が必要であるとともに、<u>児童ポルノ以外の違法・有害情報への波及はあってはならない</u>。
- ブロッキング対象サイトのリストを作成・管理する団体の在り方について、<u>民間主導による適切な体制の下で、透明かつ公正な基準によってリストが作成されることが必要</u>。オーバーブロッキングの問題を踏まえた精度向上等の課題の解決に向け、実証実験が重要。
- 6月の犯罪対策閣僚会議に向けて、<u>包括的な児童ポルノ対策のなかに総務省としての取組を位置づけ</u>。

### 国民の声(ハトミミ.com)

### <事業者からの提案>

- 事業者が、「通信」サービスを行うための設備について、その敷設に必要な道路や 電柱等の利用許諾を既に得ている場合、
- 同じ設備で「放送」サービスを行おうとする場合に、改めて「放送」用の利用許諾 を取り直さなくても良いようにして欲しい。

(関係法令;電気通信役務利用放送法第3条第3項、電気通信役務利用放送法施行規則第5条第4項第3号)



### <総務省の対応案>

- 〇 提案内容に沿って運用改善する (通信用設備の利用許諾をもって、放送用設備の利用許諾があったものとみなす)。
- 〇 本年度から、ただちにこれを実施する。



更に関係省庁等に対しても、同様の運用改善を要請

### <他省庁等の対応>

- 〇 道路法・河川法(国土交通省)、電柱(電事連)、電話柱(NTT東西)についても 同様の運用改善を要請。
- 〇 その結果、それぞれの法律や契約上の適用についても、簡素化する方向で御了解。

(担当:情報流通行政局地域放送推進室)

### 地方行財政検討会議・本会議(第4回)(概要)

- 1. 日 時 平成22年5月24日(金) 15時30分~17時15分
- 2. **出席者** 小川総務大臣政務官、達増 岩手県知事、奥山 仙台市長、松田 津市長、横尾 多久市長、寺島 北海道乙部町長、金子 鹿児島県議会議長、五本 富山市議会議長、野村 長野県上松町議会議長、石原 関西学院大学教授、岩崎 筑波大学教授、碓井 明治大学教授、斎藤 東京大学教授、西尾 東京大学名誉教授

### 3. 概 要

○ 冒頭、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」(案)について、第一分科会関係については、同分科会主査の西尾 勝 東京大学名誉教授から、第二分科会については、同分科会主査の碓井 光明 明治大学教授から、それぞれ説明があり、その後、この「基本的な考え方」(案)について、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

### 第一分科会関係

- ・ 長と議会の関係のあり方に関し、現行憲法の範囲内で多様性を認めるかということについて、過去の府県制・市制町村制のように団体区分ごとに一律の制度を設けるということなのか、現行制度とは違う制度を選択肢として複数用意して、それぞれの自治体が選択するようにするということなのか、今後議論を深めていく必要がある。
- ・ 現行の二元代表制に慣れ親しんでいるため、大きな変革というのは困難であると考えるが、市長の立場は、議会と執行機関の責任を明確化することにより、より効率的かつ的確な執行をすることができるようになるのではないかと考えており、今後、議論がより深まっていくことを期待する。
- ・ 長と議会の関係について検討するに当たっては、単なる制度論としての議論ではなく、我が国が60年を超える地方制度を支えてきた二元代表制の経験をしっかり踏まえながら、その実態等を慎重に検証し、住民自治のあり方を見据えた上で議論していくべきであり、この文脈の中で、現行の二元代表制を維持しつつ、議会の権限を強化する方向で、議会招集権等を議会に付与することを検討すべきである。なお、議会内閣制や議員が行政職を兼職することについては、選択肢の一つとしても採用すべきではない。
- ・ 現行の二元代表制を大幅に根底から変えていくことは、国民的理解を得られないのではないか。現行の二元代表制を基本として多様な人材が議会に参加することができるような制度にしていくことが必要であり、併せて議会運営についても自ら条例等により決定できるようにしていくべきではないか。
- ・ これまでの議論においては、長と議会の二元代表制の問題がクローズアップされているが、憲法と一般法・個別法の間に位置する基本法としての地方政府基本法の制定を 検討していくのであれば、執行機関のあり方として、教育委員会、農業委員会等を画一的に設置することとしている行政委員会制度についても検討していくべきではないか。
- ・ これまでも、長と議会の関係のあり方、議会のあり方については、地方六団体の中の意見が相対立してきた。地方制度調査会では、地方六団体等から要望があった事項について関係者間で合意形成があったものから、徐々に現行制度を基本に地方自治制度の見直しが行われてきた。一方、この地方行財政検討会議は、地方自治法の抜本見直しという大きな課題を背負っており、従来の地方制度調査会のような議論を求められていない。今後、広げられた土俵の中でどのように議論を集約していくか、この会議において引き続き徹底した議論をしていくべきであろう。

#### 第二分科会関係

- ・ 監査の問題に関しては、不適正経理問題がこれだけ報道等により取り上げられていることに鑑みると、何らかの対応が必要であり、監査制度をゼロベースで考え直し、地 方公共団体の内部統制の強化を図りつつ、外部の共通の機構による監査制度を構築するとの検討の方向性を支持する。
- 財務会計制度の見直しについては、不適正経理問題の要因ともなっている国庫補助金制度のあり方を見直すことが必要である。
- 不適正経理問題に対処するために、何でも民間に準拠した制度を設けるべきではなく、税と予算を基本とする行政の特質に即した制度を検討すべきである。
- 小川政務官より、「基本的な考え方」については、本日の議論や地域主権戦略会議などの議論も踏まえて、この会議において更に意見を承りつつ、地方政府基本法の制定 (地方自治法の抜本見直し)の考え方として「地域主権戦略大綱(仮称)」に盛り込みたい、との発言があった。

### 消防職員の団結権のあり方に関する検討会(第4回) 関係団体ヒアリング

### 1 日時

平成22年5月12日(水) 13:00~15:00

### 2 出席者 (50音順、敬称略)

小川 淳也(座長)、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、菅家 一郎、木村 裕士、迫 大助、下井 康史、 辻 琢也、人羅 格、三浦 孝一

### 3 ヒアリング対象 (敬称略)

(1) 労働組合: 日本労働組合総連合会(連合) 国際顧問 中嶋 滋

全日本自治団体労働組合(自治労) 総合労働局長 松本 敏之

日本自治体労働組合総連合(自治労連) 書記長 猿橋 均

(2) 自治体側: 全国市長会 行政委員会副委員長(千葉県市原市長) 佐久間 隆義

#### 4 内容

- ・ 事務局から第1回から第3回までの議論を踏まえた今後の検討課題及び諸外国の消防行政の概要等についての 説明
- ・ ヒアリング対象団体を2グループに分け、それぞれの団体からの意見表明(各団体10分程度)及び質疑(各 グループ20~30分程度)

#### 消防職員の団結権のあり方に関する検討会(第5回) 関係団体ヒアリング

### 1 日時

平成22年5月21日(金) 10:00~12:00

### 2 出席者 (50音順、敬称略)

小川 淳也(座長)、青山 佳世、岡本 博、小沢 信義、菅家 一郎、吉川 肇子、木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、人羅 格、三浦 孝一

### 3 ヒアリング対象(敬称略)

(1) 前半:全国町村会 神奈川県愛甲郡愛川町長 山田 登美夫

全国知事会 岡山県知事 石井 正弘

(財) 日本消防協会 山形市消防団長 渡邊 茂治

(2)後半:全国消防職員協議会事務局長門間孝一

消防職員ネットワーク 会長 菅沼 宏之

### 4 内容

・ ヒアリング対象団体を2グループに分け、それぞれの団体からの意見表明(各団体10分程度)及び質疑(各 グループ20~30分程度)

### セーフティ・ネットワーク実現チーム 第1回会合

- ※ 本チームは、総理指示に基づき、緊急雇用対策本部(本部長:内閣総理大臣)に設置されるもの。「パーソナルサポート(個別支援)」の導入や「居住セーフティネット」の整備といった「セーフティ・ネットワーク」の実現に取り組むもの。
- **〇日時** 平成22年5月11日(火) 18:00~19:00
- Oメンバー(主査) 細川厚生労働副大臣

(副主査) 辻元国土交通副大臣、小川総務大臣政務官、荒井内閣総理大臣補佐官(長安国土交通政務官は欠席) (事務局長) 山井厚生労働大臣政務官 (事務局長代理) 湯浅内閣府本府参与

#### 〇議事概要

冒頭、菅副総理より、パーソナルサポート(個別支援)導入、自治体が要支援者の集中に対する懸念を持つことなく適切に実施責任を果たすことができるようにするための対応、居住セーフティネットの整備などを検討していくことについて挨拶。その後、細川主査(厚労副大臣)挨拶。

#### [事務局説明]

- ・ 昨年来の貧困・困窮者支援の取組と総括、またそれを踏まえたパーソナル・サポート(個別支援)・サービスについて、湯浅内閣府参与から、 財源について厚生労働省から説明。
- ・ 居住セーフティネットの検討について、住宅手当の支給状況について厚生労働省から、居住セーフティネット構築に向けた取組について国土 交通省から説明。

#### [質疑応答]

小川政務官:パーソナル・サポーターは公務員になるのか、イメージはどうか。また、ハローワークに常駐するのか。

→湯浅参与:はっきりしていないが、モデル事業では基本的に NPO が担うので基本的には民間。自治体がバックアップ。ただ権限の問題はある。 また、ハローワークに常駐するものではない。モデル事業では、事務所を借りている。

辻元副大臣:居住セーフティネットは基礎。家を失うのはかなりつらい。当事者の立場を知っている人の声をどれだけくみ上げていけるかが重要。 湯浅参与:住宅手当について、十分就職活動をしても就労が未決定のまま6ヶ月経った人へのフォローはどうなっているか。

→厚労省:今年の4月から要件緩和をして3ヶ月延長。それでも就労が未決定ならば、生活保護を申請していただくのも一つの方法かと思う。 ○最後に、山井事務局長(厚生労働大臣政務官)が以下のとおりとりまとめの発言。

- ・次回はセーフティ・ネットワークの実現に向けて基本方針の整理を行う。
- ・自治体が、要支援者の集中に対する懸念を持つことなく、実施責任を果たすことができるようにするための対応を検討するため、現場の声を聞く。
- ・家賃補助について、現状の施策や検討会等でのこれまでの検討結果を踏まえて、国土交通省より次回報告をいただきたい。

#### セーフティ・ネットワーク実現チーム 第2回会合

- 〇日時 平成22年5月24日(月)13:00~14:00
- 〇メンバー(主査)細川厚生労働副大臣 (副主査) 辻元国土交通副大臣、小川総務大臣政務官、長安国土交通政務官、荒井内閣総理大臣補佐官 (事務局長)山井厚生労働大臣政務官 (事務局長代理) 湯浅内閣府本府参与

#### 〇議事概要

1. 家賃補助を巡る現状等(国土交通省住宅局長から説明)

[質疑応答]

小川政務官:家賃補助は住宅政策か、社会政策か。(→国土交通省:両方の側面あり。)そこの整理が重要。60年代~70年代は住宅供給が足りないという前提で住宅政策を展開したが、現在は住宅が余っている。社会政策であるというように哲学を切り替える必要。

湯浅参与:地方の独自政策による家賃助成事業の実績が少ないように考えるがどうか(平成21年度で75団体が独自の家賃補助を実施) →国土交通省:離職者向け家賃補助はここ1、2年の取組なので事例が少ないと思料。あくまで自治体独自の政策。

2. 現場の声(東京都(生活保護の現場)、NPO法人北九州ホームレス機構、NPO法人ユースポート横濱(パーソナルサポートの現場)から説明)

東京都:生活保護負担金に係る財政負担が急激に増加。都は、従来から生活保護費の全額国費負担(特に居住地のない者)を主張。

北九州NPO: 困窮者支援には、住居などの物理的困窮のほか、「関係性の困窮」の対策が必要。自立を支えるネットワークとして、様々な受入機関をつなぎ、もどし、次につなぐという「伴走的トータルコーディネート」を実施しているところ。

横浜NPO:「よこはま若者サポートステーション」を実施。個別的、継続的、包括的な支援を実施して、安定的な就労に導いているところ。 「質疑応答]

小川政務官:要保護者の大都市への引きつけ効果はどうか(対東京都)、団体の収支状況はどうか(対NPO)

→東京都:他県からの移入は正確には分からない。現在地における保護が原則なので、都内にいれば保護せざるを得ない。

北九州NPO:会費やカンパ収入で収支はバランス(5,000万円程度)。その他市からの委託事業が1億円程度。

横浜NPO: 寄附金等で1,500万円の独自財源があるが、若者サポートステーションは全額国及び市からの受託事業(公費負担) 荒井補佐官: うまくいかなかった事例の原因を教えてほしい(対横浜NPO)

→横浜NPO: 就労できるかどうかが分かれ目で、現在、35%は就労に導いている。就労の受け入れ先を確保できるか、がポイント。

#### 3. 中間とりまとめ(案)

山井政務官:本会議としての中間とりまとめ案を作成。了承をいただき、新成長戦略にも盛り込んでいきたい。

概要:①パーソナルサポートサービスの導入:要支援者を個別的かつ継続的に支援するサービスを導入。本年度からモデルプロジェクトを実施。

**②居住セーフティネットの確立**:○自治体が、要支援者の集中に対する懸念を持たずに実施責任を果たせるしくみを検討。

○貧困・困窮者の「居住の権利」を支え、自立生活・就労を促進する住まい対策を検証し、「居住セーフティネット」の整備を検討。

湯浅参与:一人ひとりの能力開発ができるしくみを整えたい。ひいては経済成長につながる。今後、具体的な検討を進めたい。

### 第8回整備新幹線問題調整会議(概要)

日 時: 平成22年5月20日(木)18:00~19:30

出席者: 小川総務大臣政務官、大串財務大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官(座長)

#### 1 有識者からヒアリング等

(青木 同志社大学商学部教授)海外鉄道の現状について説明。

(傍士 日本経済研修所 地域未来研究センター長) 地域交通のあり方について説明。

(鉄道局) 日本の鉄道システムの海外展開について説明。

#### 2 質疑等

- (総務) 欧州において、地域が赤字を分かちあってまで、公共交通に負担するのはなぜか。
  - → (傍士) 地元の公共交通がどうあるべきかを地元で決めて、自主的に地域の交通を守っていくという意識がある。
- (国交) 交通連合の考えは都市内交通だとイメージできるが、対象地域が広域となる整備新幹線においても当てはまるのか。
  - →(**傍士**) 例えばフランクフルトでは、都市内連合と周辺地域を足し合わせた広域連合があり、新幹線はその広域連合のイメージ。和歌山貴志川線の再生に最後まで南海電鉄が協力したように、並行在来線については JR が一層地域に協力して、地域交通がビジネスになるよう、つくり上げていくことが必要。
- (総務) 時速 300km の新幹線は移動の代替手段がない。また将来、リニアが実現すると航空需要がなくなる。地球が狭くなっていく中で、どこまで投資をしていくべきかという問題がある。道路・空港・鉄道の全てで利益が出ていれば良いが、実際はそうではない。
- (**国交**) 交通はそもそも儲かるものではないのではないか。B/C という考え方自体が日本的。整備新幹線の未着工区間について、採算を度外視してでも作るべきか。
  - →(傍士) 採算の対象として、地域への影響を含めるべき。地域が自ら交通を考える契機とすべき。
- (総務) 日本の新幹線の海外への売り込みは儲かるのか。またどこがネックなのか。
  - →(鉄道局)鉄道の車両メーカーを中心に大きなビジネスチャンスとなる。課題の一つは、車両基準が国際基準にマッチしていないこと。
- (総務) 先の事業仕分けで国庫返納するよう求められた、鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金 1.4 兆円を、整備新幹線に使えないか。
  - →(鉄道局) 旧国鉄職員の年金支払いがあるので、今後精査が必要であり、法律改正が必要。また何の財源に使うかは今後の議論。
    - →(主計局) 平成 10 年に、国鉄長期債務のうち 24 兆円分を一般会計で国民負担にせざるを得なかった事実がある。